

平成30年4月19日
総合政策局公共交通政策部交通支援課
自動車局旅客課
海事局内航課
航空局航空事業課

地域公共交通確保維持事業における観光との連携について

1. 背景

- 地域において人口減少・高齢化が進む中、地域公共交通の維持・確保が重要な課題である。
- 国、地方公共団体や公共交通事業者の負担の増加を防ぐためには、利用促進を図ることが不可欠。
- 一方、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人の目標を掲げる中、外国人観光客が急増しており、今後更なる増加が見込まれる。
- そこで、急増する訪日外国人観光客などのニーズを踏まえた公共交通の利便性向上により、その利用を促進し、地域公共交通の維持・確保につなげる。

2. 地域公共交通確保維持事業における新たな取組

地域公共交通施策と地域の観光施策との連携を強化するため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」(以下、「国際観光振興法」という。)第4条の協議会(※1)が策定する同法第5条の外客来訪促進計画に定められた「外国人観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備の方針」(以下、「整備方針」という。)(※2)と整合性のとれた生活交通確保維持改善計画に基づき実施することとする(※3)。

※1：協議会には、地方運輸局、都道府県、DMO、地域公共交通事業者等の関係事業者等の参画を想定。

※2：国際空港等の主要ゲートウェイ施設から外客来訪促進計画の対象となる区域への移動や区域内の各観光地間の移動のため地域内コンテンツをつなぐ交通アクセス改善等が記載される予定。

※3：地域公共交通確保維持改善事業の補助対象系統等が国際観光振興法第5条第1号の外客来訪促進計画の区域内である場合が対象となる。具体的には、外国人観光客等の空港から同計画に定められた区域内への移動、駅から区域内の観光地への移動等のための公共交通について、その移動ニーズに合わせた改善を図る。

3. 整備方針と整合性のとれた取組イメージ

○増便やルート見直し

観光客の移動ニーズに合った便数やルートの確保

○ダイヤの調整

観光客の移動ニーズに合ったダイヤの設定

○訪日外国人観光客の受入環境の充実

- ・ Wi-Fi 整備
- ・ 多言語案内の充実（案内表示・放送の多言語化、周辺観光地の多言語パンフレット配備）
- ・ 企画乗車券の販売
- ・ ICカード導入
- ・ バリアフリー化 等

4. 生活交通確保維持改善計画への記載イメージ

○取組の対応状況

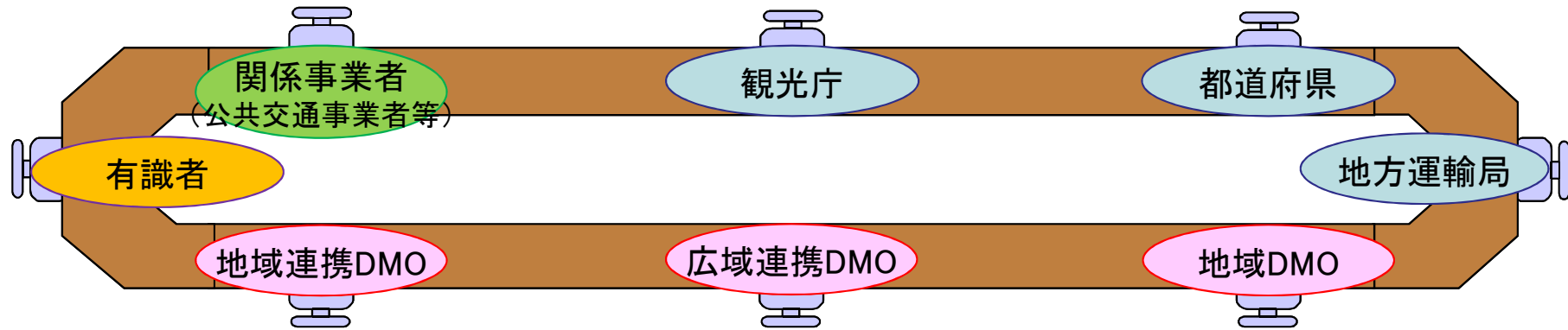
- ・ 空港アクセス鉄道の〇〇駅から□□までの路線バス（地域間幹線系統）について、△△寺を訪れる外国人観光客の増加を受け、△△寺を経由するようルートやダイヤの設定を見直す。
- ・ コミュニティバス（〇〇線）（地域内フィーダー系統）について、新たな外国人観光客の需要を喚起するため、地域の観光資源になり得る複数の△△を経由するようルートを見直す。
- ・ 〇〇港から、外国人観光客が多く訪れる△△美術館のある△△島までのフェリー航路（離島補助航路）について、外国人観光客の要望を受け、Wi-Fiの導入や案内表示・放送の多言語化を行い、外国人観光客の増加による収入増を目指す。

なお、外客来訪促進計画の策定時期等の地域の実情により、観光との連携に関する具体的な取組が決まっていない場合は、当該検討状況等を記載することができる。

国際観光振興法に基づく協議会制度の概要

1. 協議会について

- 地方運輸局、都道府県、DMO等は、外国人観光旅客の来訪の促進に関して必要な協議並びに外客来訪促進計画の策定及び実施に係る連絡調整を行うため、共同で協議会を組織することができる。
- 協議会には、必要があると認めるときは、国の関係地方行政機関、関係市町村、関係事業者等を構成員として加えることができる。



2. 外客来訪促進計画について

○協議会は、単独でまたは共同して、次に掲げる事項について、当該協議会の構成員である都道府県内の地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画(外客来訪促進計画)を定めることができる。

- ① 外客来訪促進計画の区域(計画区域)
- ② 計画区域における外国人観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備の方針
- ③ 計画区域の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化の方針
- ④ 計画区域における地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上の方針
- ⑤ その他計画区域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項